

WIPO 国際出願制度

実務アドバイス

～よくあるお問い合わせから～

WIPO 日本事務所



マドリッド制度上の登録証や保護証明に関する各種書類、各国からの登録証明書について教えてください。

マドリッド制度で出願した場合には、登録を証明する書類の発行の形が各国に直接出願した場合と異なります。今回はマドリッド制度に関する登録証や保護証明についてよくいただくお問い合わせをご紹介します。

1. 国際登録証が送付されるまでの流れを教えてください。

国際事務局 (IB) は、国際登録出願に必要な情報が全て記載され、欠陥がない場合、国際登録簿に記録 (国際登録) し、その商標をWIPO公報で公表します。その後、国際登録について指定国官庁に通報するとともに、本国官庁へ通知し、かつ、名義人 (またはIB代理人) に国際登録証 (Certification of Registration) を送付します。

2. 国際登録証の受領は各指定国で保護されたことを意味しますか？

いいえ。それぞれの指定国官庁はその領域内で保護を拒絶する権限を有していますので、国際登録後、一定の期間内 (領域指定の通報日から1年または18カ月以内) に拒絶の通報を国際事務局に送付することができます。

3. 保護認容声明とは何ですか？

保護認容声明 (Statement of Grant of Protection) は、指定国官庁による全ての手続きが完了し、拒絶理由がない場合、または拒絶理由が解消した場合に、国際事務局に対し送付する通知です。国際事務局は受領後、その写しを国際登録の名義人 (またはIB代理人) に送付します。

4. マドリッド制度を利用した場合、各指定国からの登録証明書は送付されますか？

各国の登録証明書の送付は議定書上、義務化されていないため、通常、各国個別の登録証は発行されません。例えば中国では、直接出願の場合、国家知識産権局 (CNIPA) は請求の必要なく登録証明書を発行しますが、マドリッド制度を利用した場合、保護され次第CNIPAに登録証明書の発行を請求する必要があります。

一方で、米国や韓国、日本等のようにマドリッド制度を利用しても、独自の登録証明書を発行する場合もあります。各国が登録証明書を発行しているか否かについては、Madrid Member Profile^{*1}で確認できます。

5. 国際登録簿の抄本の発行依頼はできますか？

可能です。国際事務局は請求に基づいて、その内容に応じた2種類 (簡易版と詳細版) の国際登録に関する抄本 (Certified Extract)^{*2}を発行しています。抄本は国際登録出願の際に使用した言語で発行されますが、カバーページは6言語から選べます。発行にかかる費用は国際登録簿への記載事項の数や内容によって決まるため、作成前には確定しません。

なお、Contact Madrid^{*3}から国際登録簿の抄本の発行を請求することもできます。

ご不明な点がございましたら、以下までお問い合わせください。

*1 <https://www.wipo.int/madrid/memberprofiles/selectmember>

*2 <https://www.wipo.int/madrid/ja/extracts/index.html>

*3 <https://www3.wipo.int/contact/en/madrid/>

【WIPO日本事務所 お問い合わせ先 (日本語)】

TEL : 03-5532-5045 (マドリッド制度)

TEL : 03-5532-5030 (その他制度等)

URL : wipo.int/japan